



私たちが守る 私たちの水源

市民事業等支援制度がスタートします！

市民事業等支援制度って？

水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進とNPO等との協働によるかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に位置付けられた特別対策事業の推進を目的として、皆さんが主体的に取り組む活動を支援する仕組みです。

いつから始まるの？

平成20年4月に水源環境保全・再生市民事業支援補助金(仮称)を創設する予定です。

なお、4月から募集を開始し、5～6月の選考を経て、7月頃に最終的に補助対象事業を決定する予定です。

どのような事業が対象なの？

5人以上で構成される団体が実施する水源環境保全・再生を目的とした以下の事業です。

実行5か年計画の特別対策事業に類する活動
普及啓発・教育活動
調査研究活動 詳細は裏面をご覧ください。

新たな税を活用しています。

この補助事業は、神奈川県の水源地環境保全・再生に向けた新たな取組を進めるため必要となる財源として、平成19年度から県民の皆さまにお願いしている個人県民税の超過課税を活用しています。

問い合わせ先

神奈川県企画部土地水資源対策課

計画調整班

住所 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 045(210)3106 (直通)

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/mizusigen/suigenkankyo/index.htm>

詳しい内容や応募方法などは、平成20年3月下旬頃から配布する募集案内をご覧ください。また、下記URLのホームページでも詳細を発表します。



募集概要(予定)



対象団体

5人以上で構成する団体(県外に事務所を置く団体も含む)
会計処理や情報公開が明確化されている団体
企業が主体の活動は、活動内容が非営利活動であっても対象外です。

対象実施箇所

神奈川県内の水源保全地域内を対象とする活動
普及啓発・教育活動については、相模川水系、酒匂川水系の県外上流域を対象とする活動についても神奈川県民を対象とする場合は、交付対象に含みます。

対象事業及び限度額

実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動区分.....上限50万円
実行5か年計画に位置付けられている森林整備などの特別対策事業に類する実践活動
・ 森林整備事業(植樹、間伐、溪畔林整備 など)
・ 森林整備以外の事業(河川・水路の浄化対策、土砂流出防止のための自然路の整備 など)
・ 上記の事業に係る資機材等の購入(チェーンソーや資材倉庫の購入 など)
普及啓発・教育活動区分.....上限20万円
神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象に実施するもので、水源保全地域における現場での活動プログラムや、現場での経験に基づく学習プログラムを有する活動(植樹・下草刈等の体験教室、チェーンソー取扱講習会 など)
調査研究活動区分.....上限50万円
水源環境保全・再生を目的とした調査・研究活動(水質調査、河川生物調査 など)
一つの団体が複数の事業を申請することも可能です。

補助率及び継続補助期間の限度

実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動区分
・ 森林整備事業 補助率：10/10以内 期間：実行5か年計画の期間内
・ 森林整備以外の事業 補助率：10/10以内 期間：実行5か年計画の期間内
・ 上記の事業に係る資機材等の購入 補助率：10/10以内 期間：1年限り
普及啓発・教育活動区分 補助率：1/2以内 期間：2年
調査研究活動区分 補助率：1/2以内 期間：2年
継続補助事業についても申請と選考は毎年行います。

今後の予定

平成20年 4月～ 募集の開始
4月上旬 説明会の開催
4月末 募集の締切
5～6月 補助事業の選考
7月 補助事業の決定
平成21年 1～2月頃 事業報告会

4月からの募集開始に向けて準備を進めていますので、皆さん、よろしくをお願いします。



この補助制度については、平成20年度県予算の県議会における議決に基づき、正式に決定されます。